

# 子どもをたばこの煙から守りましょう



## 山形市

令和3年  
3月1日施行

# 子どもの受動喫煙防止条例



## \\ こんな場面は注意が必要です //

換気扇・空気清浄機があるから大丈夫と思いませんか？

換気扇の下で喫煙してもたばこの害を排除することはできません。

また、空気清浄機も、たばこの煙を除去することはできません。

ベランダや庭で吸えば大丈夫と思いませんか？

サッシや窓の隙間から室内に煙が流れ込む他、喫煙後室内に戻ってから吐く息にも、有害物質が含まれています。

屋外で吸えばどこでも大丈夫と思いませんか？

たばこの煙は広範囲に広がるため、屋外でも受動喫煙を生じさせてしまうことがあります。学校周辺や、子どもの行事の会場周辺などでの喫煙は周囲の状況に配慮が必要です。

望まない受動喫煙を防止するためご協力ください！



【お問合せ】

山形市健康医療部健康増進課 健康増進係  
電話 023-616-7271

子どもの受動喫煙に関するアンケート調査の結果はこちらから▶▶▶



山形市 子どもの受動喫煙防止対策について 検索